

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

高知県監査委員  
5 高行管第431号  
令和6年3月25日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和6年2月19日付け5高監報第130号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修や、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらに、会計検査では、内部統制により発見した不備や不適切な事務処理について担当者及び管理職員への聞き取りを行い、実効性の高い再発防止策となるよう助言や提案を行います。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を

図っていきます。

併せて、本年度からは、県民サービスの向上と会計事務の効率化に向けて財務会計システムの再構築に取り組んでおり、その中で人為的なミスを防止する機能を拡充するなど、事務処理の誤りを防ぐための仕組みを幅広く検討していきます。

## 第2 指摘事項の該当機関

### 1 総務部須崎県税事務所

#### (1) 指摘事項

令和4年11月に収納した法人県民税及び法人事業税について、令和4年度歳入とすべきところ令和5年度歳入としていたものがあった。

これは、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることを定めた、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

#### (2) 原因又は理由

今回の事案は、収納事務や税務システムの処理方法等の理解不足に起因して発生したものです。

当該法人県民税及び法人事業税については、収納時に申告書の提出が無かったため、税務システムにおいて、申告データが無いものとして「収納エラー」となりました。この場合、調定内容等を確認した上で、適切な処理を行う必要がありますが、令和5年1月の税務システムの入替えに伴い、業務フローや、その他の処理方法が変更となったこともあり、担当者及びその上司が処理方法等を十分に理解できておらず、当該納税分について、令和4年度の歳入とすべきところを誤って令和5年度の歳入として処理したものです。

#### (3) 措置状況

当該納税分について、令和4年度分が収入未済となっていることを認識した段階で、その原因の究明を行い、改めて収納処理を行いました。今回の事案は、税務システムの入替え後、間もない時期に発生したものであり、今後は、正しい税務事務や税務システムの処理方法について研修を充実させ理解を図ることで、このような事案が発生しないよう適正な事務を行います。

### 2 土木部中央東土木事務所

#### (1) 指摘事項

河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入

に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

河川法（昭和39年法律第167号）第24条に係る四国地方整備局の許可案件については、河川課からの通知を受けて収入調定を行うべきところ、複数人での確認を行ったにもかかわらず、チェック機能が働かず、河川占用台帳の内容更新のみを行い、占用料に係る収入調定事務を失念していたものです。

(3) 措置状況

本事案判明後、速やかに占用者への説明を行い、順次、納入通知書を発付し、令和5年11月21日までに調定漏れとなっていた占用料について収納しました。

本事案については、河川課からの通知文書を回議する際に河川占用台帳の内容更新を行ったことを記載していたものの、収入調定事務の要否について記載していなかったことも発生の一因となったことから、事務改善として、受付時及び課内決裁の各過程で河川占用台帳の更新状況とともに、収入調定事務の要否についても記載し、担当、チーフ、課長による確認を徹底することで再発防止に努めます。

### 第3 検討事項の該当機関

土木部高知土木事務所

(1) 検討事項

内部統制に係る案件等において、組織としてのチェック機能が十分に働いていないと考えられる事務処理上の大きなミスが発生していることから、効果的な再発防止策について更なる検討を求める。

(2) 原因又は理由

組織としての確認体制が十分でなかったことや事務処理に係る情報共有が図られていなかったことから、許認可事務における収入調定の遅延や納入通知書の送付漏れなど、適正でない事務処理が複数発生しました。

(3) 措置状況

事務処理において、チェックシートを活用、改善しながら、決裁ルート上のメンバー全員が当事者意識を持ってチェックすることを徹底します。

また、会計事務の知識の定着や職員の意識付けの強化を図ることを目的とした研修を実施するほか、日頃から職員間の情報共有を図りつつ、占用許可等の管理資料の共有や不備が判明した際には業務改善のための検討会を行うこと

などにより、組織としての管理体制を強化しチェック機能の向上を図ります。

5 高教政第1081号  
令和6年3月27日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和6年2月19日付け5高監報第130号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

#### 記

機関名：高知追手前高等学校

##### (1) 指摘事項

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

##### (2) 原因又は理由

生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。

##### (3) 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実に行うこと、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。

今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。

機関名：高知農業高等学校

##### (1) 指摘事項

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に

始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。

(3) 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実に行うこと、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。

今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。

機関名：幡多農業高等学校

(1) 指摘事項

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあつた。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

生産物売払いの事務手続きについて、所属内及び相手方との連携不足により、売払代金の納入方法等に関する確認及び調整が十分に行えていなかったことから、結果的に事務処理が遅延し、収入の受入が翌年度になったことによるものです。

(3) 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘内容の情報共有を行い、所

属内や相手方との連携を十分に図り、事務手続きの確認や調整を確実に行うこと、また、適正かつ速やかに事務処理を行わなければならないことについて周知徹底しました。

今後は、生産物売払いの事務手続きの際に、管理職員等を含めた複数の職員で確認を行うことにより、再発防止に努めてまいります。